

経営者のための やさしい企業年金教室

平成30年3月2日

25 時限目： 確定給付企業年金の幹事金融機関の見直し

A社は従業員80名の機械部品メーカーです。A社から、優秀な人材を確保する一助として、退職金制度を充実させたいとの相談があり、現状診断を実施しました。診断では、現在の退職金制度や人員構成などの分析、制度の特徴や問題点などを報告し、その中で確定給付企業年金（DB）の事務手数料が割高であることも指摘しました。

A社はもともと、退職金制度として退職一時金制度と税制適格退職年金（適年）制度を採用していましたが、平成24年3月の適年廃止に伴い、DBに移行した経緯があります。その関係で、その後の幹事金融機関も適年の幹事であった甲信託銀行のままとしていました。

今回の診断結果を受けたA社は、社長をまじえた検討会を実施。社長から「甲信託銀行とはDBのみの付き合いであり、幹事を交代しても支障はない」との発言を得て、総務部長を責任者とする本格的な検討を進めることとなりました。その結果、役員保険で取引がある乙生命保険（生保）に幹事を依頼することになりました。

少人数の企業の場合、甲信託銀行に限らず、信託銀行の方が生保に比べて事務手数料が割

高となります。その理由は、信託銀行は幹事を受託すると、そのDB制度ごとにシステムを構築するためです。一方、生保は構築済みの汎用システムに、新たなDB制度をのせていくという方法を取るため、比較的low料金での受託が可能となるのです。ただこの場合には、信託銀行で運営していたDB制度が、生保のシステムにきちんと対応できるかどうかを確認・検証する必要があります。

A社の場合は、大きな修正をしなくても乙生保のシステムにのることが判明し、幹事金融機関の交代を検討していくことになりました。また、A社は従業員数が500名未満であることから、掛金計算などを簡便にした「簡易な基準（下表参照）」が使える、特に手数料が低額となることも大きな決め手となりました。実際どのくらいの差になるかということ、甲信託銀行が年400万円、乙生保が年210万円とほぼ半額となりました。こうしたことからA社社長も納得し、幹事を交代することが決定されました。

今後、正式な掛金計算の実施、規約変更案の作成、労使合意などの手続きを経て、規約承認申請をすることになります。なお、規約承認申請は、変更日の2カ月前までに行う必要があります、

経営者のための やさしい企業年金教室

制度設計の時間などを考慮すると、幹事交代に なる充実を図っていくことになっています。
は9カ月程度掛かりますので、ご注意ください。

幹事交代を決めたA社では、この機会に退職 ◇企業年金相談センター(NPO法人企業・団
金制度全体についての検討を進め、制度のさら 体支援日本FP協議会) 葉山 俊夫

<確定給付企業年金における「簡易な基準」とは>

※加入者数 500 人未満の確定給付企業年金では、以下の制度運営が認められている

①加入者の予定死亡率	使用しない
②年金数理人の署名捺印	不要
③障害給付金	なし
④予定脱退率・予定昇給率	使用しない
⑤財政検証	簡易な方法で可